

令和2年度 中央審査会、地方審査会の実行方針

審査・講習会関連委員会  
委員長 浅野 有三

平成31年2月、内閣府からの指摘により、審査会における称号の査定・段級審査に関する事業の透明性・公平性・公正性の強化を目的として、令和元年8月現体制発足後に組織された「審査の方策検討委員会」で検討された事項について、「審査・講習会関連委員会（年次部会・中長期部会）」において引継ぎ検討を行った。

また、審査の方策検討委員会における検討課題のうち、時間を掛けて検討を要する事項については、引き続き検討することとする。

記

I. 内閣府・報告要求に対する報告内容＜平成31年3月／審査事業関連箇所・抜粋＞

本連盟が審査事業において透明性・公平性・公正性の強化に取り組むに至った内閣府・報告要求に対する回答は以下のとおり。

より一層の審査会の公正性及び透明性を確保するため、審査に関するワーキンググループを設置し、2020年4月から新審査体制による取組みを開始します。

新審査体制は「第三者にも分かりやすい審査方法」を骨格とし、合否判定や審査委員個々の評価内容の公表など、規程の改定も含め、審査のあり方を抜本的に見直し、透明性・公平性を確保した体制を構築するものです。

また、地連審査の監査体制を2020年3月末までに整備し、2020年4月から新審査体制と併せて取り組む予定です。2019年9月末までに、ガバナンス及び公益認定要件に関する知識と力量を有した外部の専門家を含め、地連に対するパイロットの監査を実施するようにします。併せて、地連においてガバナンスが徹底・実行がされているかどうかについて、自主監査の実施を求め、地連等に審査機関としての組織的要件が引き続き備わっているか、地連等の級位・段位の認定審査機関としての技術的能力は十分につき、チェック項目などの要件を整備します。また、2020年3月までに、ガバナンス及び公益認定要件に関する知識と力量を有した外部の専門家を含め、地連等の監査体制を確立し、2020年4月より、実際に監査を開始するようにします。

II. 審査における透明性・公平性を確保のための方策

前述の内閣府への報告を踏まえ、当委員会では審査事業における透明性・公平性の確保の実現に向け、取り組みの具体案を策定した。

審査における透明性・公平性の確保のための具体的な取り組みとして、役員と審査委員・講師の兼務禁止は本実行方針に先駆け、内閣府への報告以降、直ちに実施している。

1. 中央審査委員と中央講師（教士八段以上）の分業

中央審査委員と中央講師の担当を年次で割り振り、兼務はしない体制（＝分業）とする。

中央審査委員候補者と中央講師候補者の各案は、それぞれ審査・講習関連委員会において作成し、会長に提示する。

（参考：中央審査委員、中央講師の割り振り）

令和2年度は、2班（中央審査委員班、中央講師班）に分けて実施する。

令和2年度中央審査会終了後、中央審査委員評価（投票数による合格率の集計）を行い、その結果により、審査・講習関連委員会において、令和3年度の中央審査委員と中央講師の一部入れ替え案を検討し、会長に提出する。

2. 中央審査委員、地方審査委員の委嘱要件  
中央・地方審査委員の委嘱にあたっては、これまで運用してきた委嘱要件を整理し明確化する。
  3. 中央審査会における審査委員の評価および行射審査結果の公表
    - ①中央審査委員評価（投票数による合格率の集計）を行い、評価実績に基づいた次年度中央審査委員の教育・委嘱の検討を行う。
    - ②行射審査における投票の点数化（試行）を行う。  
従来の合否判定に加え点数化の試行（配点区分等を考慮した段階的な点数付の実践）を行い、令和3年度から点数化の実施を目指す。  
※点数化試行の結果は、内部資料として中央審査委員評価と併せ検討する。
    - ③行射審査結果の発表は、従来の「合格者No.」の発表に加え、行射審査の総得票数（審査委員が投票した合計）の公表を行う。  
令和3年度以降の課題として、各行射審査委員の投票結果を公表することの要否の検討を引き続き行う。
  4. 中央審査委員・中央講師への対応  
新審査体制（第三者にも分かりやすい審査方法）の実行および透明性・公平性を確保した体制の構築にあたり、中央審査委員と中央講師（教士八段以上）を対象とした説明会を実施する。
  5. 中央審査会、地方審査会運営に関する新たな取り組み
    - ① 結果発表の複数回の実施。（午前・午後 など）
    - ② 学科試験のレポート形式化とする。※レポート課題及び提出方法・期限は別途通知する。
    - ③ 審査申込用紙様式の変更（記載内容の簡素化）※コピー可
- Ⅲ. 今後の検討事項（審査の方策検討委員会・引継ぎ事項）
- ・ 令和2年度中央審査会実施事項の検証。
  - ・ 受審者による中央審査委員評価の実施について。
  - ・ 中央審査会の実施結果を踏まえ、地方審査会のあり方の検討を進め早期実施を目指す。
  - ・ 中央審査委員委嘱要件（運用要領）の利害関係者について。
  - ・ ビデオカメラ導入による評価の検討。
  - ・ 外部にも判りやすい行射審査の点数化試行。
  - ・ 必要に応じ審査会への理事の派遣（視察）
  - ・ 審査委員の端末（iPad）使用等システム化の導入推進。
  - ・ その他、審査会における透明性・公平性の確保のための方策検討のほか、新型コロナ時代における感染防止を考慮した審査体制づくりおよび運営方法の検討を行う。

以上